

○総務省令第一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（財務諸表の様式の特例）

2 平成二十七年から平成三十二年までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中

「 未 払 消 費 税 等

とあるのは

「 未払消費税等 東京オリンピック・パラ リンピック関連費用引当金		
「 国際催事放送権料引当金		
「 国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラ リンピック関連費用引当金		

「 備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する
放送権料のための引当金をいう。」
「 備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」と
「 備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラ

「 国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピ ック関連費用引当金			」
-------------------------------------------------	--	--	---

「国際催事放送権料引当金の増減額」及び「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。